

マックス・ヴェーバーにおける 世界権力政策と議会改革論

山田 高生

一 まえがき

周知の如く、マックス・ヴェーバーの議会主義論は、近代啓蒙期の国民代表としての議会制度論とは異なり、近代の大衆民主主義的政治状況の下での政治的指導者選出の場としての議会の機能を論じたものであった。以下の小論は、かかるヴェーバーの議会主義論を、赤裸々なドイツの世界権力政策を主張する立場との関連においてとらえようとするところみの一つである。

すでにわが国においても、ヴェーバーの議会主義論に関していくつかの研究があるが、そこでは、具体的な議会改革構想（プロイセン三級選挙法の廃止、連邦参議院の議会主義化）については、ほとんどふれられないか、あるいは、ふれられていたとしても、ヴェーバー政治思想の中でのその積極的意義は認められていない。しかし、ヴェーバーが、ドイツの破局を目前にしながら、ドイツの世界権力政策の国内政治的前提をつくり出すべく、大衆民主主義下における議会制度の社会学的考察に

基づいて、第二帝政期の前近代的な政治機構の改革に努めたことは、ヴェーバー政治思想の基本的性格をとらえるうえに見逃すことが出来ない点であろう。

第一次世界大戦中におけるヴェーバーの政治論文を検討してみると、一九一七年の「ドイツの外交とプロイセンの内政」なる論文を境にして、開戦以来対外政治的問題にむかっていたヴェーバーの政治的関心が急遽国内政治的問題にむかっていることがわかる。すなわち、大戦初期から中期にかけてのドイツの世界権力政策の主張から、大戦末期の議会改革論、さらにそれに続くヴァイマル憲法制定時のライヒ大統領制論へと、ヴェーバーの政治論は展開されていくのである。このような展開を促したものは、ヴェーバーの本質において何であったか、あるいは、世界権力政策を主張する立場と議会改革を主張する立場とがいかなる思想構造で内的に結びついているか、これがここで問題としようとする課題である。

従って、以下においては、まず、ヴェーバーにおける世界権力政策の主張と国内政治問題へむかう彼の危機意識を（第二節）、次いで、議会改革構想の特質を（第三節）検討し、最後に、ライヒ大統領制論との関連を（第四節）考察したい。

(1) Max Weber, Deutschlands äußere und Preußens innere Politik, 1917, in: Gesammelte Politische Schriften, 2. Aufl., Tübingen 1958 (以下 Pol. Schr. と略記), S. 173-186. この論文は、前半が一九一七年二月二十五日の『フランクフルト新聞』に掲載された「ポーランド

政策」(Die Folenpolitik)の後半が同年三月一日の同新聞に掲載された「戦時利得の貴族化」(Die Nobilitierung der Kriegsgewinne)からなっており、かかる問題関心の移行が明確に認められるのは後者からである。

二 ドイツの世界権力政策

しばしば、マックス・ヴェーバーの政治思想の主要な特徴の一つとして「国内制度問題に対する対外政治の優位」の思想が指摘される。確に、ヴェーバーが国内政治上の諸問題を「対外政治的課題へ不可避免的に適応していくという観点から」考察していたことは疑いない。だが、一体このような見方が可能となるような対外政治へむかうヴェーバーの主張はどのようなものであったろうか。この主張こそ、ヴェーバーにおけるドイツの世界権力政策に他ならない。ここでは、はじめに、ドイツの世界権力政策の下でヴェーバーが何を意図していたか、次に、そこから国内政治問題へむかわざるを得なかったモメントは何であったか、を明らかにしたい。

ヴェーバーは、フライブルク大学就任講演の中で次の如く述べている。「私たちの発展にとってもまた、偉大な政治が私たちの目前に偉大な政治的権力問題の意義を再び設定することができるかどうかが決定的であります。ドイツの統一がドイツの世界権力政策の終りであって出発点でないとしたら、ドイツの統一は、国民が過去の日に犯した若気のあやまちであった……ことを、私たちは知らなければなりません。」われわれは、

ヴェーバーにおける「ドイツの世界権力政策」とは、ドイツ国民が統一国家を形成したことによって課せられた歴史的使命として自覚せられていたこと、そして、ヴェーバーの「現代」において、それをさらに発展せしめていくことが国民的課題であったことを、確定しておかなければならない。ドイツ帝国統一という偉大な国民的事業を達成せしめたものは、プロイセンの強力な権力政策であり、ビスマルクを頂点とするユンカーの家長的な支配感覚であったが、しかし、資本主義の発展とともに、その社会的基盤は、徐々にではあるが押しとどめることが出来ぬ勢で変っていった。ドイツ帝国統一が家長的支配感覚に根ざすプロイセンの政治権力によってなしとげられたこと、その支配体制が状況の変化とともに、国家の発展にとって適合しえなくなってしまうこと、ここから、ドイツ帝国統一の意義をさらに発展させるために、ドイツ国民にユンカーには解決できない歴史的使命が課せられることになる。

では、かくドイツ統一の歴史的「一貫性」としてうけつがれ、資本主義的状况の下でさらに発展させねばならぬ「ドイツの世界権力政策」とはどのような内容をもっているだろうか。ヴェーバーは、それを、一つには、ドイツが七千万の人口をもつ大国であること、二つには、東にロシア、西にイギリスという「世界征服国家」によって囲まれているというヨーロッパ内での純地理的な条件によって規定されている、と考察している。「そのような世界征服諸列強の間にある七千万国民は、権力国家になる義務をもっていた。」——一九一六年一〇月、第一次大戦

のさ中にヴェーバーは書いている——「われわれは権力国家でなければならなかったし、かつ地上の未来についての決定に参加するために、この戦争を行なわねばならなかった。……諸列強の勢力が相互に均衡していることのみが小国の自由を保証する」⁽⁸⁾。このようなヴェーバーにおけるドイツの世界権力政策の課題設定は、それ自体の中にすでにビスマルク時代の大陸内バランス・オブ・パワーの枠をこえてグローバルな規模でのバランス・オブ・パワーへ発展する論理をもっている。その限りでは、ヴェーバーを権力思想家の一人として二〇世紀の思想を鋭く代表する——勿論全ドイツ主義とは異なる意味での——ものとして特徴づけることも可能であろう。

だが、ここで私が問題としたいのは、かかるドイツの世界権力政策から国内改革へむかう外的および内的モメントは何であったか、ということにある。ヴェーバーにおいて、ドイツの世界権力政策の現実政治的課題は、西方ではイギリスとの協調政策、東方では東部中欧諸小国の民族自立政策によって、ドイツにとって直接的——領土的威嚇と感ぜられたロシアの世界政策に對決していくことにあったが、これに對して、ドイツの外交政治を指導しているカイザー及び軍首脳部、さらにそれを背後から支えている全ドイツ主義の併合政策や潜水艦計画の戦争アジテーションは、ドイツを世界の中で孤立化せしめ、戦争長期化・アメリカの参戦・ドイツの破局へと導きつづであった。戦争長期化によるドイツの世界権力政策の遂行不可能に對するヴェーバーの現実政治的危機感を、国内政治的問題へ彼の関心がむか

っていく外的モメントとするならば、その内的モメントは、世界大戦によって普遍的合理化の過程が一層おしすすめられた結果、利子生活者の心情が増大しつつあることに對する危惧である。つまり、ヴェーバーにとって、「それはドイツの経済的麻痺を意味しているからである」⁽⁹⁾。ドイツの世界権力政策は、營利資本主義のエートスによって支えられるべきであり、また逆に世界権力政策的課題の前にドイツ国民を立たせることによって不斷にそのようなエートスを政治的に育成していくべきものであった。ところが、ヴェーバーが現実ドイツ政治の中に見出したものは、エンカーに代ってドイツの世界政策的課題を自党的に担おうとしない近代市民階級の政治的エビゴ・ネントウムであったのである。かくて、戦時利得企業家の「貴族化」を狙った世襲財産法案が上程された時、ヴェーバーの政治的関心は、急遽国内政治的問題へむかっていった。この法案は、ヴェーバーには、「もっぱら、金權政治の虚栄心に役立つにすぎない」⁽¹⁰⁾と思われたからである。

ヴェーバー政治論の導線ともいうべき「歴史に對する責任」とは、宿命的な官僚制の未来において、「人間性の刻印」(「生きた機械」ではない!)を伝えるという意志をあらわしている。ヤスバースの言葉をここに借れば、「人間の貴貴と國民の世界政策的勢力は——両者は互に相まっている——ヴェーバーにとっては、後世の人間がわれわれを彼らの祖先として自覚するという意志を意味している。それは必ずしも種族や血縁という意味ではなく、われわれが自己の存在をギリシャ人に負うこ

とを自覚するのと同じ意味である。¹⁰⁾ 未来の世界分割にむかうドイツの世界権力政策を内面的に支えているところの、かかる心情（ヨーロッパ的エトス）こそ、ヴェーバーをして国内政治問題へかりたてていった真の起動力をなしている、と考えられるのである。

- (1) Friedrich Meinecke, *Drei Generationen deutscher Gelehrtenpolitik*, in: *Historische Zeitschrift*, Bd. 125, 1922, S. 276. Wolfgang Mommsen, *Max Weber und die deutsche Politik 1890—1920*, Tübingen 1959, S. 90 u. 206.
- (2) Max Weber, *Innere Lage und Außenpolitik*, 1918, in: *Pol. Schr.*, S. 282. Vgl. auch: *Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik*, Tübingen 1924, S. 416.
- (3) Max Weber, *Der Nationalstaat und die Volkswirtschaftspolitik*, 1895, in: *Pol. Schr.*, S. 23. 田中英晴訳『国民国家と経済政策』一九五九年、五七—八二頁。
- (4) Vgl. Max Weber, *Die ländliche Arbeitsverfassung*, 1893; derselbe, *Entwicklungstendenzen in der Lage der ostelbischen Landarbeiter*, 1894, in: *Gesammelte Aufsätze zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, Tübingen 1924, S. 444—507.
- (5) Max Weber, *Deutschland unter den europäischen Mächten*, 1916, in: *Pol. Schr.*, S. 171—172.

- (6) 七〇年代以後のビスマルク大陸政策に対するヴェーバーの批判に關しては、Max Weber, Stellungnahme zur Flottenumfrage der Münchener Allgemeinen Zeitung, 1897, in: W. Mommsen, a. a. O., S. 421. Max Weber, Bismarcks Außenpolitik und die Gegenwart, 1915, in: Pol. Schr., S. 114.

- (7) ヒュムブルツの『die Idee des nationalen Staates in Europa. u. die Hegemonie über Europa. 国家の統一とヨーロッパの思想（自由主義の帝國主義）liberaler Imperialismus』の代表著、ナウマン（F. Naumann）『ローマのミューン（P. Rohrbach）のミューン（H. Delbrück）のミューン（M. Lenz）のミューン』のミューン（Ludwig Dehio, Gedanken über die deutsche Sendung 1900—1918, in: Historische Zeitschrift, Bd. 174, 1952, S. 479. Vgl. auch: W. Mommsen, a. a. O., S. 60 f., 80 f. u. 217 f.
- (8) Max Weber, Wahlrecht und Demokratie in Deutschland, 1917, in: Pol. Schr., S. 238.
- (9) Max Weber, Deutschlands äußere und Preußens innere Politik, 1917, in: Pol. Schr., S. 179.
- (10) Karl Jaspers, Max Weber——Politiker Forscher Philosoph, München 1938, S. 41.

周知の如く、第二帝政期のドイツの政治機構は、プロイセンが帝国政治の事実上の統治機関たる連邦参議院を支配し、プロイセンは、三級選挙法によってユンカーに支配されていた。さらにプロイセンは、帝国政治の中でプロイセン国王たるカイザーの軍事、外交権の掌握、ドイツ帝国の全軍隊をプロイセン陸軍大臣の管轄下においていること、などの絶対的な特権を保持していたが、これに対して、普通選挙法によって全国民から選ばれた帝国議会、及び各邦の政府は全く帝国政治から排除されていた。⁽¹⁾ ヴェーバーの言葉によれば、「二三〇〇万（のプロイセン以外の各邦の住民）が連邦参議院に対して、あるいはベルリン政府に対して明らかに零に等しい。」

ところで、当時の政治状況に対するヴェーバーの批判は、まず、カイザーの「個人支配」にむけられ、さらにそのような「個人支配」を可能ならしめている政治制度に、つまり、ビスマルクがその引退の後に残っていた制度にむけられていた。⁽²⁾ 「ビスマルクの遺産」(Die Erbschaft Bismarcks)こそ、カイザーの「個人支配」とプロイセン保守派官僚の支配を許している「外見的議会主義」を生み出し、さらにはドイツの世界権力政策を挫折に導いていった要因であったのである。以下に、ヴェーバー議会改革論の二本の柱ともいえるべき、(1) 選挙制度の民主化（プロイセン三級選挙法の廃止）、(2) 連邦参議院の議会主義化、を考察したい。

(1) 選挙制度の民主化
ヴェーバーにおいて、選挙制度の民主化の意義と課題は、次

の二点につきる。第一に、プロイセン農業保守派の牙城をその根底からつきくずすこと、これである。勿論普通選挙法の実施が三級選挙法に基づくプロイセン邦議会の構成をかなり変更する結果になることはいうまでもないが、むしろ重要なことは、かかる民主化が近代市民階級の封建的諸関係からの内面的解放を意味している点にある。⁽³⁾ ヴェーバーの社会学的考察に従えば、民主化は、「人的および物的意味における『権利の平等』の要求から」、「行政における封建的、家産制のおよび——少なくとも意図としては——金権制的特権を廃止し、……従来の兼職の名望家行政を廃して、」⁽⁴⁾ 有給の職業労働に基づく「政党組織の近代的形態」を生み出すことによって、カリスマ的指導者とその下に従属する合理的な政党「機械」のための可能な地盤を提供する。⁽⁵⁾ そしてこのカリスマへの信仰こそ、伝統主義に対して人間を「内側から」(von innen heraus)変革する。⁽⁶⁾

第二に、従来帝国政治から全く排除されていた社会民主党、労働者階級の国民国家への包摂である。ヴェーバーは、三級選挙法をめぐるドイツ帝国の社会階級の問題性を、大土地所有対近代市民階級という原理的対立が、ドイツ資本主義の権威主義的性格の中で、大土地所有とブルジョアジーの「結集」対社会民主党の「急進化」という対立におきかえられている点に見出している。⁽⁷⁾ ところが、ヴェーバーにとっては、近代国家が各市民に「一定の運命の平等」を課している以上、彼らに普通選挙権による政治的影響の最小限を保証することは国家の義務であるべきだった。つまり、選挙法の民主化が国家市民による自国

の政治的運命への積極的参与として考えられている限りで、資本主義的諸列強の闘争の中では、ブルジョアジーとプロレタリアートの利害は、「国民が世界的地位を維持する際の政治的利害と、個々の場合にかかわらずしもそうであるとは限らぬが、しかし原理的には同一⁹⁾」ということになる。

かくの如く、近代市民階級の「下から」の民主化こそ、ヴェーバーにとっては、一方では、封建的諸関係の一切をたち切るとともに、他方では、彼らをしてドイツの世界権力政策の維持的要素たらしめるものだったのである。しかしながら、このような民主化も、もし同時に議会改革を伴わない時には、その課題を十分に果しえないとヴェーバーには考えられた。なんとすれば、「あらゆる大衆国家においては、民主主義は、官僚主義的行政に導く、そして議会主義化が行なわれない場合には、純官僚支配となる¹⁰⁾」からである。すなわち、政治的指導の官職が官僚の昇進の対象となっているドイツの政治機構を改革するのなければ、民主主義は却って官僚の支配を可能ならしめるところとなる。

(2) 連邦参議院の議会主義化

ヴェーバーが、官僚主義的経営となった現代国家の中で、「職務上の知識」で武装された官僚制の増大化に対し「調査権」、「行政の公開性」を議会の不可欠な課題として考察したことは周知のところである。確に、彼の議会主義論は、近代社会における官僚制化に対して異常なまでの高い意義を認めていたヴェーバーにして、はじめて可能であったことはいうまでもな

い。その限りで、「調査権」、「行政の公開性」が彼の議会改革論の一つの主軸をなしており、ドイツの政治的自由主義史上劃期的な業績といわれる由縁もこの点にあるのだが、それにも拘らず、ヴェーバーは、自由主義的な帝国議会ではなく、二〇有余の王侯諸邦国の代表からなる連邦参議院を国民的統一と帝国政治の中心とし、その議会主義化を構想した。以下に、ヴェーバーにおける連邦参議院の議会主義化構想を二点についてのみ考察する。

第一に、ヴェーバーの連邦主義的立場である。ヴェーバーは、議会主義化の問題を次のように定式化している。「いかにしたらドイツの議会主義化が、健全なすなわち積極的な連邦主義と結びつくことができるか」つまり、従来の「帝国からの自由」を標榜する連邦主義——これはそもそも連邦参議院におけるプロイセンの特権的地位による各邦の帝国政治からの排除の結果なのであるが——ではなくて、各邦の「帝国への確実な影響」を保持することこそが問題なのである。これによって、ヴェーバーは、帝国における官僚支配の根源とみられたプロイセンの政治的特権に対し「制度上の対抗力」をつくり出そうとしたのである。しかしヴェーバーは、帝国内でのプロイセンの「事実上の重要性」を排除しようとしたのではない。ヴェーバーは、強国ドイツに不可欠なプロイセンの経済、軍事、行政上の優秀性を保持しつつ、その政治的特権を排除することによって、プロイセンと他の諸邦とのバランスを狙ったと考えられる。

第二に、帝国議会の政党を後楯にもつところの帝国宰相の責任ある政治指導の確立である。この点に関して、ヴェーバーは、連邦参議院と帝国議会の議員兼任を禁止している帝国憲法第九条第二項の廃止を要求したが、その政治的意義について、次の如く述べている。「連邦参議院の全権(Bundesratsvollmacht)として自らの確信に従って代表することが出来ない訓令をうけた政治家は辞職しなければならぬ。それは彼にとって、官僚のそれとは異なる名誉と政治的責任に属する。さもなくば彼は『へばりつき屋』である。このことを指導的官僚、就中、帝国宰相にしっかり教えこむことはまさにあの規定を廃止することの政治的目的の一つであった。」⁽¹⁵⁾ヴェーバーは、このような帝国宰相の「名誉」と「政治的責任」のあり方を次のようにもいっている。「前もって賛成したのではないカイザーの意見発表を後からつくろうような帝国宰相は、……官職を行なう能力なしとして宣告される。」⁽¹⁶⁾ヴェーバーがヴェイルヘルム二世批判から議会改革にむかっていったことから、彼が君主制度の廃止を望んでいたと理解するとしたら、それは誤っている。⁽¹⁵⁾ヴェーバーにとって問題であったのは、カイザーの虚栄心が「軍事国家でなければならぬ国家にとって、市民たちに最大の自由を保証する」と考えられた統治形態「世襲君主制」そのものを崩壊せしめるのではないか、という危機的事態にあったが、権力をもった政党指導者に固有なかかる帝国宰相の政治的責任性こそ、カイザーの素人政治と官僚支配を有効に終結せしめるものであったのである。

かくの如く、ヴェーバーにおける連邦参議院の議会主義化構想は、一方では各連邦の、他方では、帝国議会の、帝国政治への影響を強化することによって、カイザーの個人支配とそれを背後から支えるプロイセン保守派官僚の特権的地位の排除を意図したものであった。ヴェーバーにとっては、これのみが、ドイツ世界権力政策の基礎的前提としての国民の内的統一を保持しつつ、官僚制化という不可避な発展の中で政治的にも精神的にも自立せる人間を育成しようと思われたのである。

(1) 第二帝政期の政治機構とプロイセン・ユンカーの特権的地位に関しては、村瀬興雄『ドイツ現代史』、一九五四年、九九—一〇四ページ参照。この点についてのヴェーバー自身の詳論は、Max Weber, *Parlament und Regierung im neugeordneten Deutschland*, 1918 (以下 *Parlament und Regierung* と略記), in: *Pol. Schr.*, S. 395—399.

(2) *Brief an Alfred Weber vom 22. 5. 1907*, in: *W. Mommsen, a. a. O.*, S. 191.

(3) *Parlament und Regierung*, in: *Pol. Schr.*, S. 299—308. 政治機構の側面のみに関するは、Max Weber, *Bismarcks Erbe in der Reichsverfassung*, 1917, in: *Pol. Schr.*, S. 229—232.

(4) ヴェーバー民主主義の「市民的自由」をゼクテの団体意識との関連において考察したものとして、不十分ながら、拙稿「マックス・ヴェーバーの民主主義に関する一考

察』『一橋論叢』五十卷三号参照。

- (5) Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 4. Aufl., Tübingen 1936, S. 575—576. 井良長雄郎訳『支那の社会』I' 一六六〇号、一〇ヤマーン。
- (6) Vgl. ebenda, S. 850 ff.
- (7) Ebenda, S. 666. 井良訳、II' 一九六二年、四一二—三二一。
- (8) 「保守主義者と大工業の政治は全く明白である。つまり戦争が長期化するれば、一層社会民主主義者は『左へ』動きかえ、王冠と祭壇の支持者にとつて一層好都合なる。」(Brief an Marianne Weber vom 7. 4. 1916, in: Marianne Weber, *Max Weber——ein Lebensbild*, 2. Aufl., Heidelberg 1950, S. 611.) Vgl. auch: Max Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik*, Tübingen 1924, S. 407—412.
- (9) Max Weber, *Wahlrecht und Demokratie in Deutschland*, 1917, in: *Pol. Schr.*, S. 239.
- (10) Ebenda, S. 277.
- (11) Cf. Guido de Ruggero, *The History of European Liberalism*, translated by R. G. Collingwood, London, 1927, pp. 271—274.
- (12) *Parlament und Regierung*, in: *Pol. Schr.*, S. 408.
- (13) Ebenda, S. 410.
- (14) Brief an C. Haugmann von 7. 9. 1917, in: *W.*

Nommsen, a. a. O., S. 176.

- (15) Vgl. Theodor Heuss, *Max Weber in seiner Gegenwart*, in: *Pol. Schr.*, S. XIV.
- (16) Max Weber, *Kapitalismus und Agrarverfassung*, in: *Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaften*, Bd. 108, 1952, S. 438.

四 あとがき

マックス・ヴェーバーは、近代社会に不可避免的官僚制化が特にドイツの前近代政治機構の下であられた「官僚支配」という問題状況を次の如き二者択一の問題として総括している。「選択は次のようでありえな。外見的議会主義を伴った官僚主義的『官僚国家』の中で、国家市民大衆は、無権利でかつ自由もなく家畜の如く『統御』されるか、——あるいは、国家の主権者(Mitberren)として国家の中に編入されるか、である。しかし支配民族——これの目が一般に『世界政策』を行なうことができるし、かつそうすることが許されている——はこの点についてはいかなる選択もないのである。⁽¹⁾」

カイザーの「個人支配」とプロイセン保守派官僚の支配を排除し、市民の政治的自由を保証していくためには、封建的残滓を除去する選挙法の民主化と、官僚をコントロールしうる——民主化は官僚の対抗力たりえない——議会の権力上昇とによってのみ、現実が可能であった。そしてかかる議会主義化を通じて、ヴェーバーは、効果的なドイツの政治指導を行なう政治家

が生み出されることを期待したのである。しかし、この議会主義化は、ヴェーバーにおいては、君主制及びプロイセンのヘゲモニー的地位そのものの廃棄を意味せず、むしろその温存をはかりとしたものであった。ヴェーバーの議会改革論が、帝国議会ではなく、連邦参議院の議院主義化にむけられたことは、プロイセンによる帝国支配の合法的機関がそこにあったというばかりでなく、君主制及びプロイセンの事実上のヘゲモニー的地位の保持という積極的前提があったからである。かくて、ヴェーバーの政治論は、第二帝政期においては、「下から」の民主化と結びついて連邦参議院の議会主義化として展開されたが、ドイツの敗戦と革命という緊迫した状況の中で彼の政治論の前提となっていたところの君主制とプロイセンのヘゲモニーが崩壊した時、それは、君主に代る国家元首としての、また、プロイセンの分割に反対する連邦主義的前提案とその中央集権的対抗力としての、ライヒ大統領制論として展開されるのである。あたかも、議会制国家における君主の機能が「現在の社会秩序や所有秩序の正当性を彼のカリスマによって保証する」点にあるように、国民に選ばれた大統領は、「そのときどきの勝利政党の統治行為を『正しい』行為として『正当化』するという機能」をまず果たす⁽²⁾。また、「国民投票によるライヒ大統領の任命の際の選挙運動は、そのような（分離主義的——引用者）傾向が一方的にひろがることに対する防波堤を形成する。なんとなれば、それは諸政党に帝国を通じて統一的に組織化され諒解しあうことを強制するからである」⁽³⁾。この限りでは、ヴェー

バーのライヒ大統領制論は、カリスマ的指導者の人格性の問題としてよりも、より国家の機構性の問題として考えらるべきであろうが、ヴェーバーの合理的国家観の問題とともに、その立入った議論は次の課題として残さねばならない。

すでに、戦後ヴェーバー政治論批判の総括ともいふべきW・モムゼンの研究によって、ヴェーバー政治論・時にライヒ大統領制論とその背後にある指導者民主主義思想がナチズムの指導者理論との関連において問題性をもったものとしてとりあげられ、多くの議論をひきおこしているが、このような第二帝政末期の政治論を考察の対象とした以上の小論も、ヴェーバー政治思想研究にとって緊急な課題である。ライヒ大統領制論が彼の政治思想体系の中でいかなる位置を占めるか、という問題の解明に一つの礎石を提供すると思われる。

- (1) Max Weber, *Wehrrecht und Demokratie in Deutschland*, 1917, in: *Pol. Schr.*, S. 279.
- (2) Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 4. Aufl. Tübingen 1956, S. 689. 卅良規' II' 卅〇〇〇一々。
- (3) Max Weber, *Der Reichspräsident*, 1919, in: *Pol. Schr.*, S. 488.
- (4) Reinhard Bendix, *Einige Bemerkungen zu einem Buch von Wolfgang Mommsen*; Paul Honigshelm, *Max Weber und die deutsche Politik*; Karl Loewenstein, *Max Weber als „Anführer“ des plebisitären Führerstaats*, in: *Kölnener Zeitschrift für Soziologie*

und Sozialpsychologie, 13. Jg., 1961, S. 288—289. なおモムゼンの著書をめぐるこれらの反論については、山口定氏の紹介がある(山口定「マックス・ウェーバーと指導者民主主義」『思想』一九六三年一〇月、五〇—五二ページ)。その後、モムゼンの側から再反論が出されている。W. Mommsen, Zum Begriff der „Plebisziären Führerdemokratie“ bei Max Weber, in: Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie, 15. Jg., 1963, S. 295—322.

一九五九年に出されたモムゼンの著書は、現在西ドイツ

におけるヴェーバー研究の第一人者であり、『経済と社会』第四版の編者としてわが国にも知られているJ・ウィンケルマンのヴェーバー解釈を批判の対象としており、また、見られる如く、モムゼンの解釈に対する反論者は、アメリカへのヴェーバー紹介者として著名なる学者たちである。この論争は現在の西ドイツ及びアメリカにおけるヴェーバー研究の問題状況という点から興味ある問題を提起していると思われるが、ヴェーバー政治論研究史については後日を期したい。

(一九六四・二)(一橋大学大学院学生)